

令和 8 年 2 月 26 日

議 員 各 位

意見書（案）の配付について

令和 8 年 2 月 20 日（金）に締め切りました意見書（案）を配付します。
なお、今後の取り扱いは下記のとおりです。

記

- 1 各会派間の調整結果及び態度報告並びに代案の提出締切りは、常任委員会開催日である 3 月 16 日（月）の 15 時です。
- 2 各会派間の調整結果及び態度並びに提出された代案は、3 月 18 日（水）開催予定の議会運営委員会で報告します。

市議会定例会令和8年2月通常会議 意見書（案） 目次

意見書 番号	提出者	件 名	ページ
1	共産党①	日本国憲法第9条の改正を行わないことを求める意見書	3
2	共産党②	OTC類似薬の保険適用外の見直しを求める意見書	4
3	共産党③	日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障する生活保護制度となるよう求める意見書	5
4	共産党④	国会において直ちに消費税減税の議論を行うことを求める意見書	7
5	共産党⑤	(仮称) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書	8

日本国憲法第9条の改正を行わないことを求める意見書（案）

高市首相は、先の衆議院議員選挙の結果を受けた2026年2月9日の記者会見において、国論を二分する政策を巡り、国民の皆さまからの信任を得たなどとして、「憲法改正に向けた挑戦も進めていく」と表明した。これは憲法第9条を念頭にした改憲を示すものであり、「これまでの論点整理や議論の蓄積も踏まえ、国会での各会派の協力を得ながら改正案を発議し、少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われる環境をつくっていきけるように、粘り強く取り組んでいく覚悟だ」と極めて重大な発言をしている。しかし、高市首相は今回の選挙戦で国論を二分する憲法第9条の改正についてまともに語らず、各党との政策論戦もなされなかった。高市首相は選挙中に新潟県での演説の中で一度だけ、「憲法になぜ自衛隊を書いてはいけないのか。彼らの誇りを守り、しっかり実力組織として位置づけるためにも、当たり前の憲法改正もやらせてください」と改憲を訴えていただけである。

また県内小選挙区で議席を得た自民党3候補は、選挙公報にも憲法改正は掲げていなかった。

このように肝心の内容を明らかにしないまま、選挙に勝利したことをもって、白紙委任状を得たかのように振る舞うことは許されない。高市首相の改憲発言に対して、国民に不安が広がり、SNSでは「#ママ戦争止めてくるわ」との投稿がトレンド入りしており、国民が高市首相が進めようとしている改憲に信任を与えたわけではないことを示している。

自民党は今回の衆議院選挙で掲げられた政策の中で自衛隊明記や緊急事態条項創設などの改憲4項目を掲げているが、憲法第9条に自衛隊を明記すれば、海外での武力行使を禁止するなどの憲法上の制約が完全に失われ、米軍の指揮下に完全に組み込まれ、海外での戦争に乗り出すのではないか。戦後、自衛隊は1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺していない。また緊急事態条項によって武力攻撃、内乱・テロ、大災害などの緊急時に内閣が政令で国民の自由や権利を制限することができるなど、高市首相が狙う改憲は、自衛隊の誇りを守るものではなく、民主主義や人権を封じ、戦争する国へと国のかたちを根底から変える可能性がある。

よって、国及び政府においては、憲法第9条に自衛隊を書き込み、緊急事態条項を創設するなどの改正を行わないことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

O T C 類似薬の保険適用外の見直しを求める意見書（案）

医療用医薬品は、副作用や飲み合わせの安全性を考慮する必要があることから、医師の診察を受けて処方されるものである。しかし、厚生労働省はセルフメディケーションの推進という名目から規制緩和を行っており、ドラッグストア等で医師による処方箋なく購入できるO T C 薬として医療用医薬品の市販薬化を進め、今後も拡大する方針である。さらに、医療機関を受診して、O T C 類似薬が処方された場合、薬剤自己負担の見直しの在り方について検討されようとしている。これは患者に負担増を押しつけ、医療給付費を削減することが狙いである。

この動きに対し医師会は、重い病気の見逃しや副作用などの国民の健康に対する大きなリスクが生じ得るとして強く懸念を表明している。具体的な懸念として、経済的負担の増加で国民の医療へのアクセスが絶たれるという問題、自己判断・自己責任での服用に伴う臨床的なリスクである。そして必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという医療保険の理念を今後も堅持すべきであり、国民皆保険制度において、給付範囲を縮小すべきではないと強調している。

医療機関を受診せず市販薬を買うと、厚生労働省の試算でも患者負担額は8倍から50倍にもなるとされている。医者が必要と判断して処方する薬を、市販薬があるという理由で部分的に保険から外すことで、患者に負担を課すものであり、市販薬があるのにそれを買わずに医者にかかるなら、薬代を余分に負担せよということで、医者にかかることにペナルティを科すものといえる。

2027年3月から、まず77成分、約1,100品目の薬剤費の4分の1の保険外しから始め、最終的には7,000品目を保険外しの割合を拡大して全て保険外しとし、最大2兆円の負担を患者に強いる本方針は、国民の命と健康を脅かし、国民皆保険制度の根幹を揺るがすものである。

よって、国及び政府においては、O T C 類似薬の保険適用外を行う方針を見直すよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障する生活保護制度となるよう求める意見書（案）

2013年から2015年までに政府が強行した生活保護基準の引下げは生存権保障に反するとして、全国的生活保護の利用者が国・自治体を訴えた裁判で、2025年6月27日、最高裁判所は、国の措置を違法とする統一判断を示し、原告勝訴を言い渡す、画期的判決を下した。

ところが、政府は原告らへの直接謝罪を拒み、被害の全額補償にも背を向けるどころか、判決を受けて原告以外の被害者に対し、違法と認定されたデフレ調整の代わりに、一般低所得者との消費実態との比較を根拠とする再減額を行うことで、補償額を値切るという厚顔無恥な措置を決定した。

また、政府が2026年1月23日にまとめた外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策では、外国人への生活保護制度の利用見直しを検討している。外国人の生活保護利用について、運用の適正化を掲げ、国が自治体と協力してマイナンバーを活用した情報連携を行い、生活保護を受給する外国人の在留資格を確認する方針である。

生活保護法は対象を国民としているが、人道上の観点から自治体の行政措置で一部の在留外国人にも適用している。在留外国人はこの10年で大幅に増えた一方、生活保護利用者は厚生労働省のデータによると、2014年度の74,386人から2023年度の65,683人へ減少している。これは増加した外国人の多くが制度の対象外の在留資格で来日しているためである。

生活保護を利用する外国人の約半数を占める在日コリアンには、植民地支配や戦後の国籍剥奪、国籍条項撤廃時の不十分な経過措置により、無年金・低年金の高齢者が多いという歴史的背景があるにもかかわらず、生活保護法は行政措置があることを理由に法改正を見送り、対象は限定されたままである。

よって、国及び政府においては、日本に暮らす全ての人の生きる権利を保障するために、以下の措置を直ちに講じることを強く求めるものである。

記

- 1 最高裁の判断に従い、原告らへの謝罪、被害の全額補償を行うとともに、再減額決定を取消し、原告と原告以外の被害者の補償に差をつける対応をやめ、全ての被害者に対し、全面的な被害回復を行うこと。
- 2 原告を含む当事者参加の検証機関をつくり、違法行為が行われた経緯・理由の徹底検証と、再発防止策を取ることを。

- 3 困窮する外国人が制度から排除されることのないよう、社会保障制度に包摂していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

国会において直ちに消費税減税の議論を行うことを求める意見書（案）

高市首相が先の衆議院議員選挙後に行われた 2026 年 2 月 9 日の記者会見で、「2 年に限り飲食料品の消費税率をゼロとすることについて、国民会議でスケジュールや財源などの課題の検討を進める」と述べ、「給付付き税額控除と合わせて議論し結論を得たい。夏前には中間とりまとめを行いたい」という考えを示した。

衆議院議員選挙ではチームみらいを除くほぼ全ての政党が何らかの消費税減税を公約に掲げた。消費税減税の必要性では多数の合意があるといえる。

しかし飲食店業界からは食料品だけの消費税率ゼロが実施されても、飲食店の消費税率が 10%のままでは、売上げが落ちるのではないかという不安の声が上がっている。また、農家や漁業関係者からは農機具などの仕入れに支払った消費税をどのように取り戻すかなどの訴えもあり、これらへの対応には時間が必要である。さらに、消費税率ゼロが 2 年間限定で実施された場合、その期限後には大幅な増税が予想される。

さらには財源をどう確保するかも重大な問題である。国債に頼れば円安を招き、物価高騰を引き起こす。高市首相は、先の会見で消費税減税の財源として、補助金や租税特別措置の見直し、税外収入を上げている。ところが 2026 年度の税制改正大綱では大企業優遇が多くを占める法人税の租税特別措置のうち、大企業向けの賃上げ減税を廃止する一方、研究開発減税は拡充、設備投資促進減税が新設されている。これでは速やかに国民生活や地域経済を立て直すための効果的な物価高対策にはほど遠い。

その上議論をするなら、わざわざ国民会議を新設する必要はない。国会に直ちに法案を出して議論すべきである。給付付き税額控除は、具体化の方向と内容によっては、社会保障給付削減の口実にされるなどの懸念があり、制度設計に時間がかかる。結局、消費税減税の実施の先送りになりかねない。

よって、国及び政府においては、国会において直ちに消費税減税の法案を提出して議論を行い、国民の期待に応えることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(仮称) 治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書 (案)

治安維持法犠牲者は、1925年に制定された治安維持法により、戦前の天皇制政治の下で平和を願い人権尊重と主権在民を唱え、侵略戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺・獄死という多大な犠牲を受けた。

治安維持法が廃止されるまでの20年間には、作家の小林多喜二をはじめ、学者・宗教者・文化人など、検挙された人は68,274人（うち起訴者6,550人、司法省調べ）、検束・拘留された人は数十万人と推測されている。警察署で虐殺された人は93人、刑務所・拘置所での虐待・暴行・発病などによる獄死者は約300名（2015年4月現在、治安維持法国際同盟調べ）に上る。

戦後、治安維持法は、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、政治的自由への弾圧と人道に反する悪法として廃止された。この法律により処罰された人々は無罪とされたが、その犠牲者に対して政府は謝罪も賠償も行っていない。

世界をみると、ドイツでは戦争犯罪人及び人道に反する罪には時効がないという国際法に基づき、連邦補償法を制定してナチス犠牲者への謝罪と賠償を行っている。イタリアでは国家賠償法に基づき、反ファシスト政治犯へ終身年金を支給している。また、アメリカでは第2次世界大戦中に強制収容した日系市民に対し、1988年に市民的自由法を制定し、謝罪と賠償が行われ、続いてカナダでも、日系人に対しリドレス合意により公式に謝罪し、補償金を支払うことを決定した。さらに、韓国やスペイン、イギリスをはじめ主要な国々では、戦前、戦中の弾圧犠牲者への謝罪と賠償が進んでいる。

本市においても多くの人々が弾圧を受け、命を落とした事実が残されている。

1993年に開催された日本弁護士連合会の第36回人権擁護大会では、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対した者として、その行為は高く評価されなくてはならない」と指摘され、補償を求めていた。その後今日までに400を超える地方議会で（仮称）治安維持法犠牲者国家賠償法の制定を求める意見書が採択されている。

こうした国内外の動きは治安維持法犠牲者に対する謝罪と賠償の必要性・正当性を証明している。

よって、国及び政府においては、言論の自由、人権を保障し、同じ過ちを繰り返さない立場で、（仮称）治安維持法犠牲者国家賠償法を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。